

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

下呂市は岐阜県の中東部に位置し、北は高山市、南は関市、加茂郡（白川町、七宗町）、西は郡上市、東は中津川市と長野県に接している。

当市は、小坂地域、萩原地域、下呂地域、金山地域、馬瀬地域の5地域からなり、それぞれの地域に商工会が設置され、商工業者の支援に努めている。

②想定される地域の災害リスク

市の中央部には飛驒川が南へ流れ、西には馬瀬川があり、御嶽山をはじめ河川の両側には山並みが迫る中山間地域で、南北に長く広大な面積を有するため、自然環境並びに生活環境がそれぞれ異なっている。

それに付随して発生しうる災害リスク並びに事業活動への影響を記述する。

(洪水：岐阜県洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図)

■浸水想定となる降雨量

| 河川名 | 想定降雨時間 | 降雨量 | 想定頻度 |
|-----|--------|---------|------|
| 飛驒川 | 16.0時間 | 13mm/時間 | 50年 |
| 小坂川 | 2.6時間 | 45mm/時間 | 50年 |
| 馬瀬川 | 5.8時間 | 21mm/時間 | 10年 |

■浸水したときに想定される水深

| 河川名 | 該当する地区 | 浸水時の想定最大水深 |
|-----|---------------|-------------|
| 飛驒川 | 小坂・萩原・下呂・金山地域 | 0.5m以上20m未満 |
| 小坂川 | 小坂地域 | 0.5m以上20m未満 |
| 馬瀬川 | 馬瀬・金山地域 | 0.5m以上20m未満 |

浸水被害が発生した場合、事業所被害の拡大が懸念される集積地域は、萩原地域では萩原、羽根地区で、下呂地域では、森、湯之島、幸田地区でいずれも商業を中心とした一定の集積があり、各種小売店、飲食店、旅館、工場など幅広い業種が分布している。

なお、各事業所所在地を岐阜県洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図上で検証した結果、冠水、浸水被害の想定区域に立地する会員事業所は414社で、会員全体の31%に当たる。このうち小規模事業者数は347社と推定される。

■洪水被害が想定されている事業所数

| 地区名 | 萩原地区 | 羽根地区 | 森地区 | 湯之島地区 | 幸田地区 | 計 |
|-------|------|------|-----|-------|------|-----|
| 商工業者数 | 88 | 50 | 166 | 75 | 35 | 414 |

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップによると、市内全域が山間地となっているため、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れがある。

このため、市内全地域に土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が設定され、それぞれの地域に商工業者が点在している。

(地震：下呂市地域防災計画)

岐阜県では、平成 23 年度・24 年度において県内に影響を及ぼす最大級の地震について独自に被害想定調査を実施しており、この調査結果のうち、下呂市域に関する被害想定の大略等が下呂市地域防災計画に示されている。

■地震による被害想定

※発生確率：地震調査研究推進本部地震調査委員会発表（令和 2 年 1 月 2 4 日）

| 地震の名称 | 発生確率 (30年以内) | 予想される 最大震度 | 建物被害(棟) | |
|----------------|-----------------|---------------|---------|-------|
| | | | 全壊 | 半壊 |
| 南海トラフ巨大地震 | 70~80% | 6弱 | 406 | 1,591 |
| 養老-桑名-四日市断層帯地震 | 0~7% | 6弱 | 4 | 144 |
| 阿寺断層系地震 | 6~11% | 7 | 8,056 | 6,809 |
| 跡津川断層地震 | 0% | 6弱 | 283 | 2,232 |
| 高山・大原断層帯地震 | 0.7% | 7 | 2,005 | 4,281 |

【商工業者への被害のまとめ】

下呂市は飛騨川、馬瀬川、小坂川沿いに集落が点在する中山間地で、近年の異常気象の影響と思われる降雨による河川の氾濫、山腹からの土石流やがけ崩れなど、商工業者のみならず地域住民の生命、財産が危険にさらされている。

それに加え、近年発生の確立が高くなった南海トラフ巨大地震や阿寺断層系の地震が、市内全地域に甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

(新型コロナウイルス感染症)

当計画では「新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症」を総称して新型コロナウイルス感染症という。これらは国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならぬほどのリスクがある。

■ 新型コロナウイルス感染症の感染経路

新型コロナウイルスは以下の経路で感染が拡大する。

① 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、せき、つば など）と一緒にウイルスが放出され他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する。

感染を注意すべき場面

屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすとき

② 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付着する。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染する。

感染場所の例

電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなど

③ 空気感染

飛沫の水分が蒸発してさらに小さな粒子である飛沫核となって、長時間空気中を漂い、これを吸い込むことによって感染する。

■ 新型コロナウイルス感染症発生時の被害想定

感染症は基本的に人と人の接触が大きなリスクとなる。

このため感染症拡大時期では、人の移動や接触が制限されることとなり、人対人の接触を前提としている事業活動や業務に大きな制約が生じることとなる。

さらに、海外感染拡大発生時、国内感染者発生時、全国感染拡大～蔓延期ごとに事業に与える影響は、下記のように段階的に大きくなることが想定される。

| | 海外感染発生期 | 国内感染発生期 | 国内感染拡大期～まん延期 |
|------------------------------|---|---|--|
| 規制・要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当国への渡航自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内移動一部自粛 ・ イベント自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言 ・ 国内移動全面自粛 ・ 学校休業 ・ 飲食店等の営業時間短縮や休業 ・ イベント休止 |
| (例) 観光・小売業 飲食業 サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外顧客激減 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内顧客激減 ・ 一部営業休止 ・ イベント自粛による来客の減少 ・ 地域内で感染症が発生した際の風評被害 ・ 自社の営業継続時の風評被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業全面休止 ・ 営業休止に伴う従業員の休業（休業手当の支払い） ・ 非接触型のサービス提供によるコスト増大 |

| | | | |
|--------------|--|---|--|
| (例) 製造・卸業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外出張禁止 ・ 海外の見本市や展示会への出展中止 ・ 輸出入停止による製品出荷停止や材料不足 ・ 感染症発生国に工場等がある場合の従業員帰国 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内出張自粛 ・ バイヤーなどとの商談中止 ・ 活動自粛による消費マインドの低下（出荷単価の下落） ・ 対面業務のリモート化による生産性低下 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者発生による操業停止 ・ 顧客の操業停止による需要減退 ・ 操業停止に伴う従業員の休業（休業手当の支払い） ・ 従業員のシフトの調整（学校休業により一部従業員が出勤困難） |
|--------------|--|---|--|

(2) 商工業者の状況（経済センサス：平成 28 年度）

- ・ 商工業者数 2,053 人
- ・ 小規模事業者数 1,697 人

| 項目 | 商工業者数 | うち小規模事業者数 |
|---------------------------------|-------|-----------|
| 建設業 | 312 | 298 |
| 製造業 | 219 | 188 |
| 小売・卸業 | 496 | 349 |
| 飲食サービス | 262 | 209 |
| 宿泊業 | 92 | 64 |
| 生活関連サービス・娯楽業 | 233 | 211 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 87 | 84 |
| 教育、学習支援業 | 65 | 63 |
| 医療、福祉 | 49 | 49 |
| 運輸業、郵便業 | 33 | 27 |
| その他(農林業、鉱業、情報通信、金融保険、専門技術サービス等) | 205 | 155 |
| | 2,053 | 1,697 |

建設業、製造業、卸売小売業とも市内に広く分布しており、宿泊業は下呂温泉があるため下呂地域に多く立地しているが、その他の地区にも点在している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

① 地域防災計画の策定(最新の改定日：令和 2 年 3 月)

下呂市では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月に下呂市地域防災計画を策定し、市防災会議において毎年、計画内容を検討し必要に応じ修正している。令和 2 年 3 月には、近年発生した豪雨災害や地震災害の検証を踏まえ、地域防災計画の見直し並びに充実を図った。

この計画は、市の地域並びにその地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することをその目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民、事業所等が果たすべき責務や役割を定めている。

②防災訓練の実施（直近の実施日：令和2年9月6日）

下呂市では、毎年、6月～7月に市内自治会等による土砂災害想定防災訓練、9月初旬に地震災害想定の下呂市総合防災訓練、行政・関係団体との行動連携訓練を実施している。

③防災備品の備蓄状況

[非常食備蓄状況] (令和2年3月末現在)

| 地域 | アルファ米(食) | 保存パン(食) | 保存水(本) | 毛布(枚) |
|----|----------|---------|--------|-------|
| 萩原 | 10,902 | 312 | 312 | 768 |
| 小坂 | 1,810 | 96 | 137 | 351 |
| 下呂 | 13,850 | 330 | 294 | 1,010 |
| 金山 | 4,722 | 120 | 354 | 480 |
| 馬瀬 | 1,370 | 72 | 66 | 290 |
| 計 | 32,654 | 930 | 1,163 | 2,899 |

※保存パンのうち乾パンは含まない。保存水には550mlボトル水は含まない。

※感染症対策物品（マスク、消毒液など）は適宜配備している。

④ハザードマップの更新（最新版の更新日：令和2年1月）

土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域の変更に併せ、地域ワークショップを開催し、岐阜県が公表した水害危険情報図を取込み、想定洪水範囲を併記して、土砂災害と関連する洪水災害に備える「土砂・洪水災害ハザードマップ」の整備を進めている。

また、県統合型GISを活用し、下呂市全域の災害警戒箇所、指定避難所（場所）、屋外拡声器等を示した全域ハザードマップデータを作成し、一般公開している。

⑤庁舎のICT（通信技術を活用したコミュニケーション）化

下呂市では、テレビ会議システムの更新（テレビ会議+拠点・現場間のデータ共有化システムへ更新）や雨量・水位情報一元化システムの構築（国・県・市の降雨・水位一画面化サイト作成・公表）など、有事の際の行政サービス継続性の向上を図っている。

⑥防災士の育成

下呂市では、地域の推薦者が防災士資格を取得する経費を助成している。資格取得者は下呂市防災士会に加入し、下呂市防災士会議や地域防災訓練での活動を行い、地域の防災能力強化を進めている。

[下呂市防災士会登録状況] (令和2年3月末現在) 単位：人

| 萩原 | 小坂 | 下呂 | 金山 | 馬瀬 | 市職員 | 合計 |
|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 51 | 31 | 43 | 62 | 22 | 20 | 229 |

⑦新型コロナウイルス感染症への取組

平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、国、県、市町村及び関係企業も含めて、国を挙げて対策を講じることになった。

下呂市でも、国、県が策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を受け、平成 26 年 6 月「下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、本計画に基づき対策を実施することとしている。

2) 下呂市内 5 商工会（小坂町商工会・萩原町商工会・下呂市馬瀬商工会・下呂商工会・金山町商工会）の取組

*以下、小坂町商工会・萩原町商工会・下呂市馬瀬商工会・下呂商工会・金山町商工会を総称して、「下呂市内 5 商工会」という。

①事業者 B C P に関する国の施策等の周知

これまで国の「中小企業 B C P の策定促進に向けて」や「B C P の専門家派遣（ミラサポ無料派遣）」「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子・リーフレット等が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する配布・周知を行ったのをはじめ、下呂市内 5 商工会のホームページにおいて、B C P の必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

また、各商工会において、会員に下呂市が発行する下呂市の各種ハザードマップの周知を行っている。

*以下、本計画では事業継続力強化計画及び事業継続計画のどちらも含めて事業者 B C P と定義する。

②損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震、水害など財産のリスクをはじめ、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など 6 つのリスクに備える 1 6 種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、岐阜県商工会連合会、東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)と連携した普及・加入促進を行っている。

③防災訓練への参加 {最近の実施日：下呂市防災訓練に参加（令和 2 年 9 月 6 日）}

各商工会にて、地域で行われる防災訓練への参加や、それぞれが入居する建物で行われる避難訓練に参加し、来館者の避難誘導等も行っている。

II 課題

(1) 現況整理と事業継続に向けた問題点

下呂市における災害リスクと、事業者の特性と分布から、下呂市において経営活動を営む事業者の事業継続力強化の課題設定に向けた特徴とポイントを、支援体制を踏まえて以下の通り整理した。

| 種類 | 特徴とポイント |
|--------------|---|
| 事業者の経営環境 | <p>市内全体的には農業や林業、建設業の割合が高いが、どの地域も中心地には商業関連（卸・小売業）施設が数多く立地している。又、下呂地域では、下呂温泉に代表される観光産業を中心に旅館業が盛んであり、金山町地域においては、下呂市の中心部より南方面の美濃加茂市、関市方面への生活エリアが広がっているなど、それぞれの地域において人口規模や自然環境、立地環境が異なり、活用すべき経営資源が大きく異なる事がその特徴として挙げられる。</p> <p>一方、今後想定される大規模災害・新型コロナウイルス感染症等が経営資源に与える影響や基本的な知識、対応ノウハウについては日々の業務に追われ十分理解し備えているとは言いがたい。</p> |
| 下呂市の立地環境 | <p>下呂市は、飛騨南部に位置しているものの南北に長く、標高 3052.6m の御岳山から 220.0m の金山地区まで、広大な面積を有し、同じ市内でも気象環境が大きく異なる。</p> <p>また、飛騨川に沿って国道 41 号と JR 高山線が南北に通る、横断する形で国道 256 号、257 号が通じている。これらが主要な交通網ではあるが、どれも山を縫うように整備されており、災害発生時には土砂災害などにて遮断される可能性が高い。</p> <p>事業者の経営環境でも述べているとおり、各地域の人口規模や自然環境、立地環境はそれぞれに異なり、大規模災害・新型コロナウイルス感染症への対応も地域・個社ごとに特徴的なものが求められる。</p> |
| 商工会の支援体制 | <p>下呂市内各商工会においては、市内 5 商工会が共同申請した経営発達支援計画において、経営計画策定支援、創業支援、販路開拓など小規模事業者の持続可能な発展のための経営指導を実施するなど、経営支援に関する経験は蓄積されている。</p> <p>一方、大規模災害や新型コロナウイルス感染症などへの備え・対応の指導に関してはまだ経験も浅く、その指導スキルが十分とは言いがたい。</p> |
| 商工会の運営状況 | <p>商工会自体にこれまで大規模災害や新型コロナウイルス感染症による脅威が現実化した際の行動についての取り決め・ルールを定めておらず、本年度ようやく事業継続計画として取組みを開始したところである。まずは目標復旧時間以内に相談窓口の開設や地域内事業者の被害状況を把握できる体制を構築できる事業継続力の強化が必要である。</p> |
| 下呂市と商工会の連携状況 | <p>大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の脅威に対して、事業者の事業継続力強化を推進し、脅威が顕在化した後の迅速な事業者の被害状況を把握し、事業者の復旧を支援する体制を構築するためには下呂市と商工会の連携が不可欠であるが、現状その連携の体制・ルール等の取り決めもなく、定期的な話し合いの機会も設けられていない。</p> |

(2) 問題に対応した課題との関係性

下呂市における事業継続力強化支援に係る現状の問題

事業継続力強化に向けた課題

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|------|---------------------------------------|
| 事業者の 経営環境 | 自らを取り巻く脅威に対する知識並びに自らの事業継続に対する意識が不足し災害対策の必要性が認識されていない。 | ➡ | 課題 1 | 市内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動 |
| 下呂市の 立地環境 | 市内地域・個社によって対象となる脅威とその顕在化による影響・対策が様々である。 | ➡ | 課題 2 | 事業者に合わせて事業者BCP策定とその実行支援 |
| 商工会の 支援体制 | 事業継続に関する指導をするための経験とスキルが不足している | ➡ | 課題 3 | 商工会職員の事業継続へのスキルの向上と支援経験の確保 |
| 商工会の 運営状況 | 大規模災害や新型ウイルス感染症による脅威が顕在化した際の商工会の対応体制の実行性が十分とは言えない。 | ➡ | 課題 4 | 商工会BCPの運用と防災・減災対策の徹底及び市内 5 商工会の応援体制構築 |
| 下呂市と 商工会の 連携状況 | 事業継続に係る市と商工会の連携体制が整っていない。 | ➡ | 課題 5 | 下呂市と商工会をはじめとした関係機関との事業継続に係る連携強化 |

(3) 事業継続支援実施に向けた具体的な課題

【課題 1】 市内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動

小規模事業者の多くが防災・減災対策が十分できていない現況を踏まえ、具体的な支援策を講じるにあたり、事業者の事業継続に対する意識がなければ必要な支援策を講ずる事が出来ない。さらに、新型ウイルス感染症については、市内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であるが、こうした知識も小規模事業者は日々の業務に追われて入手がおろそかになっている。そのため、事業者に対する事業継続に係る啓発活動を第一の課題として設定する。

【課題 2】 事業者に合わせて事業者 BCP 策定とその実行支援

下呂市は事業所所在地によって自然環境と事業者の業態が大きく異なり、受ける災害のリスクの度合いに違いがあるため、地域ごとの災害リスクに応じた防災意識の定着と、各地域の現状に沿った事業者 BCP の策定が必要となる。事業者 BCP の策定あたっては、それぞれの事業所の立地環境と事業環境を勘案し、個々の事業所に最適化した内容とする必要がある。

【課題3】商工会職員の事業継続へのスキルの向上と支援経験の確保

事業継続に向けた支援を行うためには、商工会職員の一定の知識と経験の習熟が必要である。スキルの向上に向けて職員向け研修会や、支援検討会、市の防災担当職員を通じて大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症などに関する知識習得を図っていく。また、リスクファイナンスへの対応として保険会社などと連携した知識の習得も重要となる。

【課題4】商工会の事業継続計画（商工会BCP）の運用と防災・減災対策の徹底及び下呂市内5商工会の応援体制の構築

事業者の事業継続を支援するにあたって、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症などの脅威顕在時には商工会業務の早期復旧が不可欠となる。そのためには、商工会自身のBCPの継続的な改善活動による組織と職員の事業継続力強化が必要である。また、緊急時の取組みについて各職員が円滑な支援活動を展開するため、具体的な体制やマニュアルを整備すると共に、緊急時の災害対策本部への連絡体制を整備する必要もある。

その他、災害の状況に応じて市内5商工会での職員の相互派遣や拠点の相互活用など、応援体制を構築する必要がある。

【課題5】下呂市と各商工会をはじめとした関係機関との事業継続に係る連携強化

大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症に関する情報を密に共有する連携体制を構築する必要がある。災害発生時の被災情報や、発災後の対応に関する情報共有はもちろん、事前対策としての災害時の対応方法、連絡手段などの事前共有も密に実施することで、事業者への事業継続支援の有効化を図っていく必要がある。また、関係機関と最新の被災予測情報、地域の災害リスクなどについて、密な情報共有を行っていく必要がある。

◆下呂市並びに下呂市内5商工会では上記の課題を、支援上の課題並びに体制上の課題に整理分類の上、本枠組みに則った計画策定・計画遂行を目指す。

下呂市内小規模事業者の事業継続力強化に向けた支援上の課題

【課題1】 市内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動

【課題2】 事業者に合わせた事業者BCP策定とその実行支援

【課題3】 商工会職員の事業継続へのスキルの向上と支援経験の確保

事業継続支援を円滑に実施する体制上の課題

【課題4】 商工会の事業継続計画の運用と防災・減災対策の徹底及び下呂市内5商工会の応援体制の構築

【課題5】 下呂市と各商工会をはじめとした関係機関との事業継続に係る連携強化

III 目標

5年後のあるべき姿（ビジョン）

下呂市内小規模事業者の事業継続力強化計画の普及を推進し、この活動を通して大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の脅威が顕在化した際にも安定的かつ継続的な経営活動を継続できる小規模事業者を多く育成する事で、有事の際にも小規模事業者が中核となって地域経済・地域インフラを安定維持できる強い地域づくりを実現する。

前ページの5つの課題と対応して下呂市並びに下呂市内5商工会では下記の定性・定量目標を設定する。

| 達成課題 | 定性目標（計画期間5年） | 定量目標 |
|---|--|--|
| 〔課題1〕市内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動 | 市内事業者に大規模災害や新型コロナウイルス感染症等への危機意識を持たせ、事業継続力の必要性を自覚させる | <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等配布による啓発 年：1,400件に配布 ・事業継続に係る巡回指導件数 年：72回（指導員1名につき12回） ・事業者BCPセミナーの開催 年：1回開催（10事業者） |
| 〔課題2〕事業者に合わせた事業者BCP策定とその実行支援 | 市内事業者に事業者BCPを策定させ事業継続力の強化を推進する | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者BCP策定支援 年：12事業者 （指導員1名につき2件） ・フォローアップ支援回数 年：12回（指導員1名につき2件） （※2年目以降） |
| 〔課題3〕商工会職員の事業継続へのスキルの向上と支援経験の確保 | 職員に大規模災害・新型コロナウイルス感染症等に対する備え・対応などの経験とスキルを積上げさせ、地域のリスクアドバイザーとして定着させる | <ul style="list-style-type: none"> ・職員勉強会 年：2回開催 ・保険会社によるリスクファイナンス勉強会 年：1回開催 |
| 〔課題4〕商工会の事業継続計画（商工会BCP）の運用と防災・減災対策の徹底及び下呂市内5商工会の応援体制の構築 | 大規模災害・新型コロナウイルス感染症などの脅威が顕在化した際も迅速な商工会業務の復旧及び下呂市内5商工会の応援体制の構築が出来る体制を整える | <ul style="list-style-type: none"> ・下呂市内5商工会による定期的な検討会 年：2回 ・各商工会BCPの定期的なブラッシュアップ 年：1回ブラッシュアップ実施 |
| 〔課題5〕下呂市と各商工会をはじめとした関係機関との事業継続に係る連携強化 | 大規模災害・新型コロナウイルス感染症等の脅威が顕在化した際も下呂市と商工会の連携による迅速な被害調査、事業者支援が出来るよう体制を平時から整える。 なお、感染症は「発生」というタイミングがなく「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化して関係機関との連携体制を整える | <ul style="list-style-type: none"> ・下呂市内5商工会と下呂市商工担当課・防災担当課との情報共有会議 年：1回開催 ・下呂市内5商工会と下呂市との計画進捗管理会議 年：4回開催 ・下呂市内5商工会と下呂市と専門家による評価会議 年：1回開催 |

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施時期

令和3年4月1日～令和8年3月31日

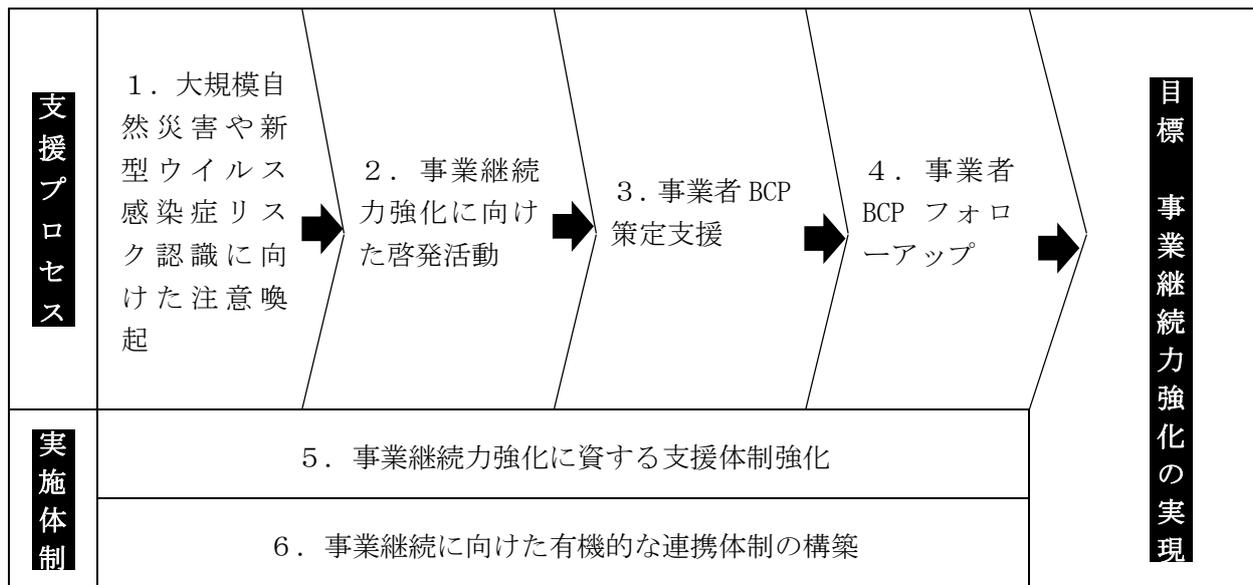
(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・下呂市内5商工会と下呂市の役割分担、体制を整理し、連携して下記の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

下呂市並びに下呂市内5商工会では、事前の対策として以下のフローに基づき、事業継続力強化支援の実行並びに、事業継続支援体制の強化を図っていく。計画内容は、支援プロセスと実施体制とで構成され、それぞれの事業継続力強化に向けた支援上の課題、体制上の課題と対応している。

特に支援プロセスにおいては、事業継続力強化といった本計画の目標上、順序を踏んだ事業者支援の展開が必要であると考えられるため、1の事業者支援を経たうえで段階的に2→3→4と支援方法を移行していくことを想定している。



□ガイドライン1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知に該当

1 大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症リスク認識に向けた注意喚起

取組の目的と意義

本計画の遂行に向けて、下呂市における大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症リスクを正しく理解し、その対策の重要性について事業者に認識していただく事で、事業継続に向けた対策と取組みを行うきっかけを創出する事が本取組の目的である。事業継続に対していかに自分ごととして認識いただくか、関心をもっていただくかが重要となる。

具体的な取組内容

| 取組内容 | |
|-----------------------|--|
| ①巡回・窓口相談における注意喚起・啓発活動 | <p>[自然災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導時にハザードマップを用いて事業所の立地箇所における自然災害リスクの把握と対策の重要性を喚起する。利用するハザードマップは必要に応じて下呂市等からの提供を受け活用する。 ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 <p>[新型コロナウイルス感染症]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 |
| ②宣伝媒体を活用した普及活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・会報やHPにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、小規模事業者のBCP事例等の紹介を行う。中小企業庁や県商工会連合会から提供される事業継続関係のチラシやポスターを活用し、配布や関係機関への掲示依頼等を実施する。 |
| ③各種イベントにおける普及活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者を対象とした各種説明会や各種会議開催の場において事業継続の重要性について周知する場を設け、より広く事業者認知を高める取組を行う。 |

取組に対する目標

| 対応課題 | 定性目標 | 定量目標 |
|---|--|--|
| <p>課題1</p> <p>市内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動</p> | <p>市内事業者に大規模災害や新型コロナウイルス感染症等への危機意識を持たせ、事業継続力の必要性を自覚させる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等配布による啓発 年：1,400件に配布 ・事業継続に係る巡回指導件数 年：72回 (指導員1名につき12回) |

□ガイドライン1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知に該当

2. 事業継続力強化に向けた啓発活動

取組の目的と意義

本取組の目的は、「1. 大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症リスク認識に向けた注意喚起」を行う事で、事業継続の必要性を認識していただいた事業者を対象として、事業者 BCP の内容、策定方法、策定効果についてセミナーなどで伝えることで、具体的アクションにつなげていただく事が狙いである。

具体的には、大規模災害や新型コロナウイルス感染症リスクを事業者に認知していただき、具体的な対策手法を伝達する事業者 BCP 策定セミナーを開催する。

具体的な取組内容

| 取組内容 | |
|-----------------|---|
| 事業者 BCP セミナーの開催 | 事業者 BCP の具体的策定手法に関するセミナーを開催する。事前対策として、災害リスクとどのように向かい合い、何を考えて明文化しておくべきなのかを説明するセミナーを開催。市内 10 事業者程度の参加を見込む。下呂市の特色に沿った業界別の注意事項などもセミナーに盛り込む。 |

取組に対する目標

| 対応課題 | 定性目標 | 定量目標 |
|---------------------------------|---|---|
| 課題 1 市内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動 | 市内事業者に大規模災害や新型コロナウイルス感染症等への危機意識を持たせ、事業継続力の必要性を自覚させる | ・事業者 BCP セミナー の開催 年：1 回開催（10 事業者） |

□ガイドライン1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知に該当

3. 事業者 BCP 策定支援

取組の目的と意義

事業者 BCP セミナーを通して事業継続に資する取り組み例を確認した事業者に対して、個社支援による事業者の個別の経営状況に即した事業者 BCP 策定を支援する。大規模災害や新型コロナウイルス感染症発生時に対応すべき具体策ベースまで計画内容を落とし込む事で、実際に対象事業者が対応すべき内容を明確化・明文化する事を目的とする。同時に事業者自身が災害発生時やるべき事ははっきりさせる事が目的となる。

具体的な取組内容

市内事業者個別の立地環境、経営環境、運営状況などに即した事業者 BCP の策定を支援する。支援を実施する経営指導員等は下記の内容を盛り込んだチェックシートを活用し、確実に活用できる事業者 BCP をテーマに個別具体的な計画策定支援を心がける。

～対象事業者別に確認し事業継続計画に盛り込む内容～

| チェック項目 | | 確認内容 |
|-----------|--|---|
| 事業継続計画 | 1. 目標 | <input type="checkbox"/> 自社地域社会・サプライチェーンにおける位置づけを把握している |
| | | <input type="checkbox"/> 自社が事業継続力強化に取り組む目的を明確にしている |
| | | <input type="checkbox"/> 自社の事業活動に影響を与える自然災害を把握している |
| | | <input type="checkbox"/> 災害の発生が事業活動に与える影響を把握している |
| | 2. 対応手順 | <input type="checkbox"/> 人命の安全を確保している |
| | | <input type="checkbox"/> 非常時の対応体制を定めている |
| | | <input type="checkbox"/> 被害状況の把握・被害情報の共有に向けた取組みをしている |
| | 3. 脆弱性と対策 | <input type="checkbox"/> 自社の経営資源の現状を把握している |
| | | <input type="checkbox"/> 自社の経営資源の脆弱性を把握している |
| | | <input type="checkbox"/> 自社の経営資源の脆弱性への対策・備えを把握している |
| 4. 運営体制 | <input type="checkbox"/> 平時の事業継続力強化を推進する体制がある | |
| | <input type="checkbox"/> 定期的な訓練・演習を定めている | |
| | <input type="checkbox"/> 定期的な見直しを定めている | |
| 5. 基本方針 | <input type="checkbox"/> 事業継続に向けた基本方針を定めている | |
| 6. 重要業務 | <input type="checkbox"/> 非常時に真っ先に復旧させるべき重要業務を定めている | |
| 7. 目標復旧時間 | <input type="checkbox"/> 重要業務の目標復旧時間を定めている | |
| 8. 戦略 | <input type="checkbox"/> 現地復旧だけでなく、代替復旧を含む複数の復旧戦略がある | |

| 取組内容 | |
|---------------------------|---|
| ①事業継続力強化計画策定支援 | 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の作成・認定支援を実施する。本認定制度の主旨に鑑み、事業者 BCP の入門編の位置づけとして計画策定の推進を図っていく。なお、実際の支援の際は、申請書を埋めるだけでなく作成の途上で大規模災害や新型コロナウイルス感染症発生リスクと対応可能な選択肢を事業者と共に検討し、災害時の対応へ繋げる事を目的とした計画策定支援を実施する。 |
| ②専門家派遣制度を活用した事業者 BCP 策定支援 | 時系列並びに具体的な対応策を盛り込んだ災害発生時により活かせる事業者 BCP 策定を支援する。BCP の策定には 岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、BCP の策定経験を豊富に有する専門家や、地域の災害リスクに係る豊富な情報を有する連携損害保険会社から BCP 策定フォーマットや各種情報の提供を仰ぎながら計画策定支援を進めていくこととする。 |

取組に対する目標

| 対応課題 | 定性目標 | 定量目標 |
|---|--|--|
| <p>課題 2</p> <p>事業者に合わせて事業者 BCP 策定と、その実行支援</p> | <p>市内事業者に事業者 BCP を策定させ事業継続能力の強化を推進する</p> | <p>・事業者 BCP 策定支援 年：12 事業者 (指導員 1 名につき 2 件)</p> |

□ガイドライン 4) フォローアップに該当

4. 事業者 BCP フォローアップ

取組の目的と意義

策定を支援した事業者 BCP に基づいた事前対策内容が滞りなく実施できているかを確認し、発災後対策として防災訓練実行を初めとした実行支援を行う。

具体的な取組内容

| 取組内容 | |
|-------------------|--|
| ① 事業者 BCP 策定の進捗管理 | <p>策定支援によって作成された事業者 BCP の遂行状況（事前対策を中心）の進捗管理を定期モニタリングする。進捗管理表を作成し、1 事業者につき四半期に 1 度の進捗状況のヒアリング、実行上の問題点・課題などの確認を実施し、必要に応じて取組の実行支援を行う。</p> |
| ② 計画の実行支援 | <p>計画内容に基づいた具体策実行を支援する。防災訓練や設備投資、工場内レイアウトの見直しや取引先の分散など、事業者の事業継続課題に即した取組を支援する。同内容に合わせて金融支援や専門家派遣制度の活用、各種施策の紹介など状況に合わせた具体策実行を後押しする。なお、金融支援実行の際には連携する地域金融機関の融資制度の活用・提案等を検討する。</p> |

取組に対する目標

| 対応課題 | 定性目標 | 定量目標 |
|---|---|---|
| <p>課題 2</p> <p>事業者に合わせて事業者 BCP 策定と、その実行支援</p> | <p>市内事業者に事業者 BCP を策定させ事業継続力の強化を推進する</p> | <p>・フォローアップ支援回数 (※2 年目以降) 年：12 回 (指導員 1 名につき 2 件)</p> |

□ガイドライン2) 商工会自身の事業継続計画の作成に該当

□ガイドライン5) 当該計画に係る訓練の実施に該当

5. 事業継続力強化に資する支援体制強化

※下呂市内5商工会は令和2年10月にそれぞれの事業継続計画を策定し、今後においては適宜見直しを図っていく。

取組の目的と意義

市内地域事業者を対象とした1～4の有効な事業継続力強化に向けた支援を実施するに当たり、商工会を中心とした支援体制の強化を図る。支援を実施する経営指導員等の事業継続に係るノウハウ習熟や対応力についての支援資質向上に向けた取組を行う。また、事前対策はもちろん発災後の事業者支援という重要な役割を担う事を考え円滑かつ着実な支援業務復旧を早期に達成すべく各商工会の事業継続計画の運用、事前準備を執り行う事で、事業継続に資する支援体制強化を目的に本取組を実行する。

具体的な取組内容

| 取組内容 | |
|----------------------------------|---|
| ①職員のための事業継続力強化支援資質向上事業 | 従来商工会職員は販路開拓や利益改善に向けた支援活動に重きを置いた支援活動を展開してきた。強みでもある事業計画策定支援の豊富なノウハウを活かした事業継続支援ノウハウ習熟を目指す。県商工会連合会が開催する職員研修（事業継続）に参加するとともに下呂市内5商工会共同による独自の職員勉強会を実施する。テーマは職員の習熟度に応じてその都度法定指導員が内容を企画・開催する。 |
| ②下呂市内5商工会の事業継続計画の運用及び下呂市内5商工会の連携 | 災害発生時の支援業務を図るため商工会自身の事業継続計画を確実に運用する。商工会業務の復旧は事務局長並びに法定経営指導員が中心となった対策本部を立ち上げ、地域事業者の復興のための諸事業を展開していく。それと共に、下呂市内5商工会の被害状況を共有し、応援体制に基づき被害の著しい商工会への職員の派遣を行う事とする。 |
| ③損害保険会社と連携したリスクファイナンス勉強会の開催 | 事業継続計画策定の過程で必ず検討する必要がある、損害保険の内容について学習する勉強会を損害保険会社協力のもと開催すると共に、損害保険を活用したリスクファイナンスの手法について経営指導員等を中心に学習し、事業者への活用提案、災害発生時の安定経営をサポートする支援体制を構築する。 |

取組に対する目標

| 対応課題 | 定性目標 | 定量目標 |
|-----------------------------------|---|--|
| 課題3 商工会職員の事業継続へのスキルの向上と支援経験の確保 | 職員に大規模災害・新型コロナウイルス感染症等に対する備え・対応などの経験とスキルを積上げさせ、地域のリスクアドバイザーとして定着させる | ・職員勉強会 年：2回開催 ・保険会社によるリスクファイナンス勉強会 年：1回開催 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>課題 4</p> <p>商工会の事業継続計画（商工会 BCP）の運用と防災・減災対策の徹底及び下呂市内 5 商工会の応援体制の構築</p> | <p>大規模災害・新型コロナウイルス感染症などの脅威が顕在化した際も迅速な商工会業務の復旧及び下呂市内 5 商工会の応援体制の構築が出来る体制を整える</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・下呂市内 5 商工会による定期的な検討会 年：2 回 ・各商工会 BCP の定期的なブラッシュアップ 年：1 回ブラッシュアップ実施 |
|---|---|--|

□ガイドライン 3) 関係団体等との連携に該当

□ガイドライン 5) 当該計画に係る訓練の実施に該当

6. 事業継続に向けた有機的な連携体制の構築

取組の目的と意義

下呂市地域防災計画に記載のとおり、下呂市と商工会による一層有機的な連携はもちろん、各関係機関と地域事業者の事業継続に向けた連携体制並びに連携スキームを構築し、下呂市における有効な事業継続支援体制を構築する。

又、下呂市内 5 商工会においても、常日頃連携を密にし情報を共有し、発災時には職員派遣等の応援体制を確立させる。

具体的な取組内容

| 取組内容 | |
|-----------------------------|--|
| <p>関係機関招聘による事業継続連絡会議の開催</p> | <p>事業継続支援事業の実施状況並びに、下呂市が把握する市全域の防災に係る情報交換を実施する連絡会議を定期開催する。防災情報については市内 5 地域において発生しうる災害リスクに関する具体的な情報についてやりとりを実施し、事業者の事業継続計画策定に向けた具体策を協議するものとする。また、災害発生を仮定した同計画の実行シミュレーションを本会議において実施する事とする。</p> |

取組に対する目標

| 対応課題 | 定性目標 | 定量目標 |
|--|---|---|
| <p>課題 5</p> <p>下呂市と各商工会をはじめとした関係機関との事業継続に係る連携強化</p> | <p>大規模災害・新型コロナウイルス感染症等の脅威が顕在化した際も下呂市と商工会の連携による迅速な被害調査、事業者支援が出来るよう体制を平時から整える。</p> <p>なお、感染症は「発生」と言うタイミングがなく「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化して関係機関との連携体制を整える</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・下呂市内 5 商工会と下呂市商工担当課・防災担当課との情報共有会議 年：1 回開催 ・下呂市内 5 商工会と下呂市との計画進捗管理会議 年：4 回開催 ・下呂市内 5 商工会と下呂市と専門家による評価会議 年：1 回開催 |

< 2. 発災後の対策 >

大規模自然災害及び新型コロナウイルス感染症発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

【大規模自然災害発生時】

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で2者（注）が連携して行う応急対策は次の業務とする。

*（注）2者＝下呂市と下呂市内5商工会のそれぞれの商工会の事をいう。

■2者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

| |
|----------------------|
| 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 |
| 2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、これらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを2者間で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市及び下呂市内5商工会のそれぞれの商工会のBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

| 団体名 | 安否確認の対象と目標時間 |
|----------|---------------------------------|
| 下呂市商工課 | 職員の安否を発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話等）にて確認 |
| 下呂市内5商工会 | |

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、2者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

■安否確認結果の連絡窓口

| 団体名 | 安否確認結果の連絡窓口 | | 報告する団体等 |
|----------|-------------|-------|----------|
| | 第1順位 | 第2順位 | |
| 下呂市商工課 | 課長 | 課長補佐 | 下呂市内5商工会 |
| 小坂町商工会 | 事務局長 | 経営指導員 | |
| 萩原町商工会 | 事務局長 | 経営指導員 | 下呂市商工課 |
| 下呂市馬瀬商工会 | 業務職員 | | |
| 下呂商工会 | 事務局長 | 経営指導員 | |
| 金山町商工会 | 事務局長 | 経営指導員 | |

【新型コロナウイルス感染症発生時】

- ・感染症は「発生」というタイミングがない。そのため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことで速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておくことが重要となる。
- ・平時から平成26年6月に策定された「下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症の各段階における対策に備え、無用の混乱が生じないよう事前の対応を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、下呂市における感染症対策本部設置に基づき当会の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害発生時】

- ・安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。方針決定は、2者間で協議して決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね下記の「被害規模の目安と想定する応急対応の内容（判断基準）」を判断基準とする。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報を共有する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | ○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | ○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| ほぼ被害はない | ○目立った被害の情報がない。 | 特に行わない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○被害情報等の共有間隔

| 期 間 | 情報共有する間隔 |
|-----------|---------------------------|
| 被災後～1週間以内 | 1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する |
| 2週間以内 | 1日に2回（9時、14時）共有する |
| 1月以内 | 1日に1回（9時）共有する |
| 1カ月超 | 2日に1回共有する |

【新型コロナウイルス感染症発生時】

「下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と情報発信を行うと共に、商工会の重要業務を行う体制維持のための商工会内の対策を講ずる。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

大規模自然災害発生時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

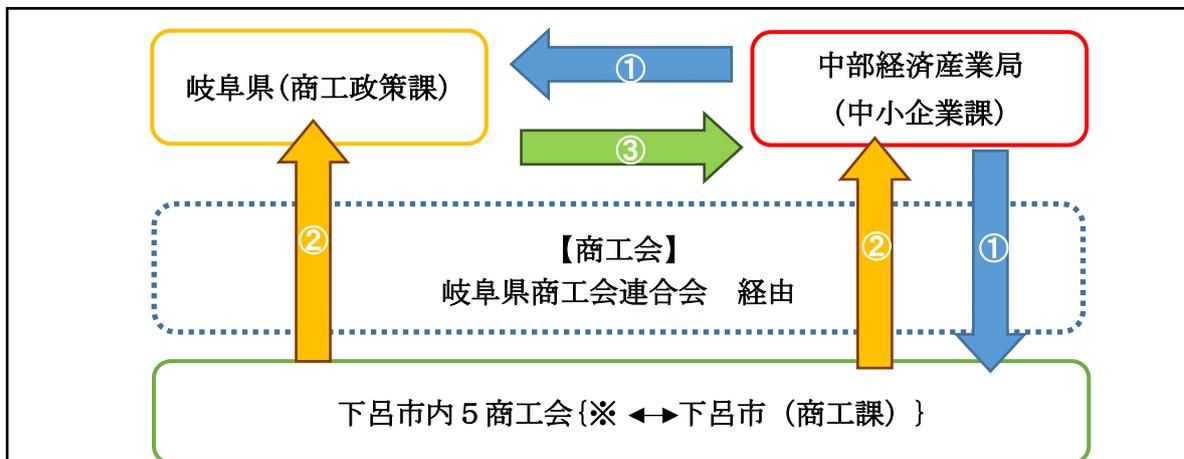
なお、新型コロナウイルス感染症における指示命令系統並びに連絡体制も基本的には本体制を踏襲する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

収集した情報は下呂市と共有すると共に下記流れを通じて各関係機関（中部経済産業局・岐阜県）へ報告を実施する。

【初動対応】



①中部経済産業局（中小企業課）から県（商工政策課）、県商工会連合会に依頼

②指定日時までに、県商工会連合会を経由して中部経済産業局（中小企業課）に報告するとともに、同時に県（商工政策課）にも報告

・県（商工政策課）への報告は、メールの同時送信（CC）等により実施

③県（商工政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告

・県の防災部局に集約されたその他の情報を報告

※下呂市内5商工会は当該情報を下呂市（商工課）へ、下呂市は市で把握している被災情報に係る概況を5商工会へ提供。当該情報を擦り合わせ、報告情報を精査する。

2) 被害実態の把握

初動対応の後、発災後5日～1週間を目途として下呂市内の個々の被災事業者の情報収集を実施する。収集には各商工会ごとに個別調査を行い、被害実態の把握に対応して収集した情報は全国商工会連合会の商工会災害システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用する。

①情報収集の方法

各商工会において、法定経営指導員を中心として個別事業所巡回または聞き取りを実施する。巡回実施の際は、確認すべき事項を明確にし被害実態の把握に特化した巡回活動を行うと共に、当該期間に集中的な巡回訪問を実施する。なお、被害実態の全容把握には多くの時間を要する事が想定されるため担当職員に加えて、商工会の担当役員を設定し、早期かつ着実な被害実態把握を図る。

なお、本調査では商工会員・非会員を問わず全事業者を調査対象とする。

| 担当職員 | 担当役員 | 担当エリア | 事業所数 (平成28年経済センサス) |
|------------|-----------------|-------|-----------------------|
| 小坂町商工会職員 | 小坂町商工会正副会長・理事 | 小坂地域 | 171 |
| 萩原町商工会職員 | 萩原町商工会正副会長・理事 | 萩原地域 | 618 |
| 下呂市馬瀬商工会職員 | 下呂市馬瀬商工会正副会長・理事 | 馬瀬地域 | 44 |
| 下呂商工会職員 | 下呂商工会正副会長・理事 | 下呂地域 | 872 |
| 金山町商工会職員 | 金山町商工会正副会長・理事 | 金山地域 | 348 |

②商工会災害システム

商工会災害システムは全国商工会連合会が開発・各都道府県商工会に提供しているWEBシステムである。PC端末や携帯端末からネットワークを介して被害状況を登録・共有する事のできるシステムである。岐阜県商工会組織では連合会経由で本システムが各商工会へ提供されその運用が進められている状況にある。現在商工会の登録した被害詳細がシームレスに連合会にも共有できる仕組みが構築されている。下呂市内5商工会では本システムを被害実態の把握、報告に活用していく。

～商工会業務災害システム～

報告: 2件 区分: 行-列: ※個別の報告書を印刷する場合は「No.」をクリックして下さい。

| No. | 区分 | 名称 | 所属 | 地区 | 被害 | 本人 | 家族 | 社員 | 建物 | 住宅 | 家族宅 | 商品 | 機械 | 備品 | 車輜 | 被害額 | 出勤 | 使用 | 備考 | 写真 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|-----|----|----|----|----|---------|----|----|-----------------------|----|
| 635 | 会員 | | 親会 | | 有 | 無 | 無 | 無 | 床上浸水 | 無 | | 有 | 無 | 有 | 無 | 300000円 | | | 地下施設の浸水 材料の水害 電気設備の水害 | |
| 634 | 会員 | | 親会 | | 有 | 無 | 無 | 無 | 床上浸水 | 無 | | 有 | 無 | 有 | 無 | 300000円 | | | 地下施設の浸水 材料の水害 電気設備の水害 | |

業務災害システムを用いる事で登録した被害実態の一覧を上記の様に自動生成、集計する事が可能となる。結果はCSV形式で出力する事も可能であり、各機関との情報共有に必要となるデータ整備・データ集計に迅速に対応する事が可能となる。本システムを通じて収集する被害実態に係る情報項目は下記の通りとする。

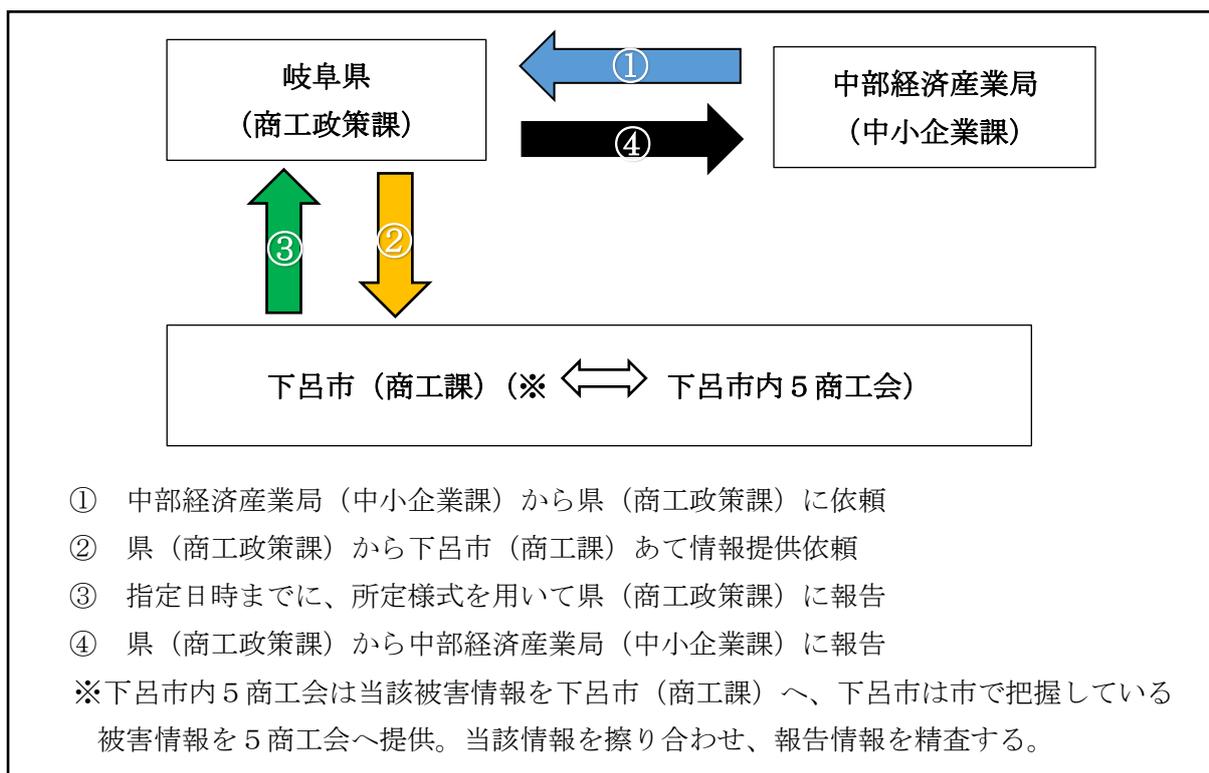
- (ア) 事業所名
被害実態の把握調査を行った事業所名
- (イ) 被害状況
あり・なしで被害状況を選択

- (ウ) 人的被害状況
経営者・家族・従業員に関してそれぞれの被害状況をあり・なしで選択
- (エ) 物的被害状況
店舗工場・事業主自宅・商品・機械・器具備品・車輛の被害状況のあり・なしを選択
- (オ) 被害額
災害によって発生した想定被害額を入力（被害額は資産科目に絞り帳簿価格にて算定）
- (カ) 備考
被害の特徴や、今後の事業継続に係る情報を自由入力に記載
- (キ) 写真
物的被害状況や、近隣の状況など被害状況の把握できる写真ファイルを添付
- (ク) 報告者名（担当者名）
報告を実施した担当者名を登録する

なお、発災後のネットワーク障害の復旧がみられない場合においては、本システムの利活用が不可能となる。その際は商工会災害システム取扱情報と同一の被害状況情報シート（紙媒体）を用い、メールや FAX、電話等による状況に応じた情報伝達・情報共有を執り行う。

③関係機関への報告

被害実態は商工会災害システムを用いてリアルタイムに岐阜県商工会連合会と情報共有を実施する。連合会は各商工会の被害実態の情報を取りまとめの上、岐阜県並びに全国商工会連合会あて情報提供を実施する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、下呂市と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

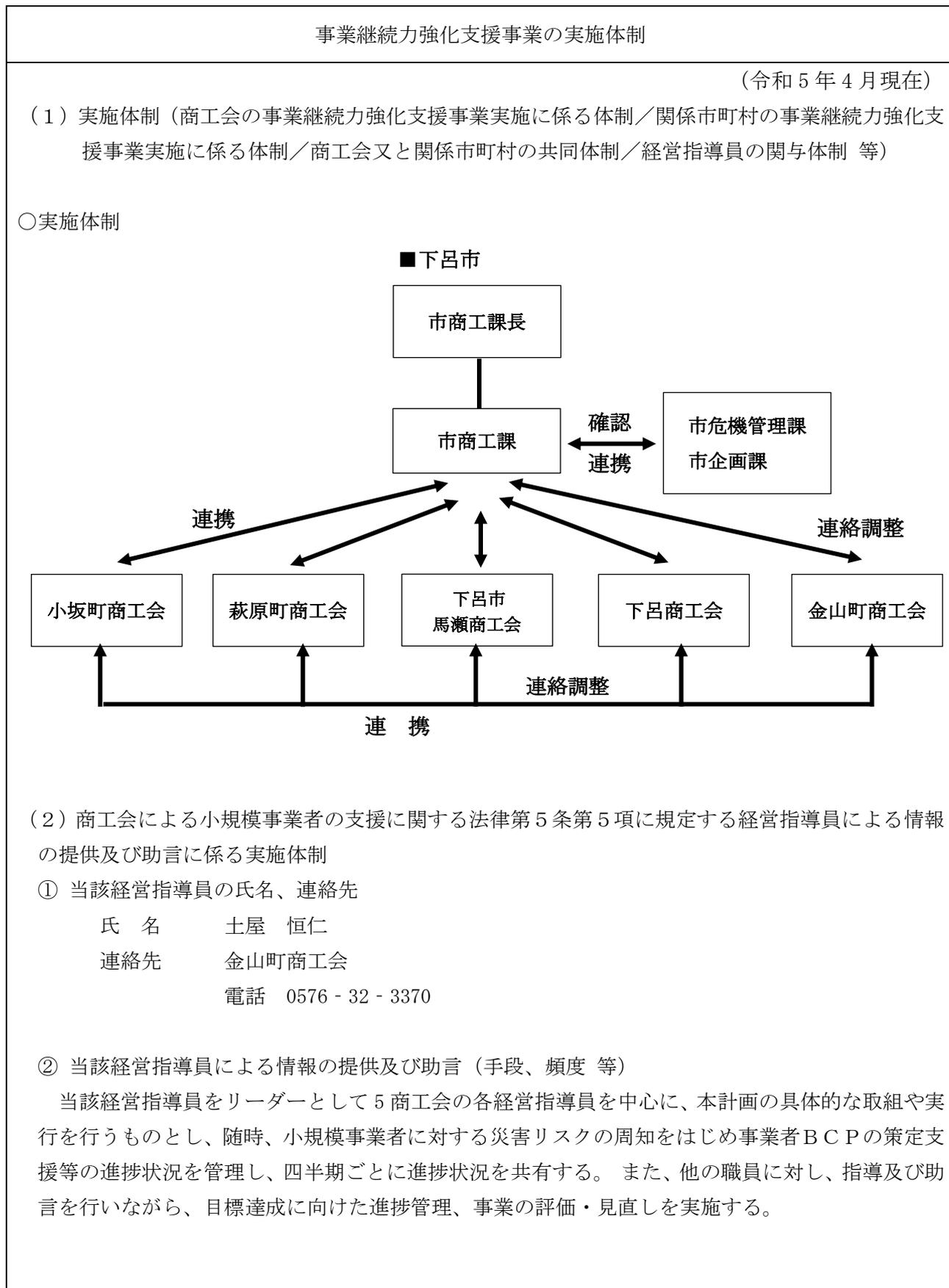
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、市内5商工会の応援体制に基づき応援要請を行うと共に、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／関係市町村連絡先

① 商工会

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ■ 小坂町商工会 | ■ 萩原町商工会 |
| 〒509-3104 下呂市小坂町小坂町 815-5 | 〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166-24 |
| TEL:0576-62-2176 FAX:0576-62-3916 | TEL:0576-52-2500 FAX:0576-52-3154 |
| osaka@ml.gifushoko.or.jp | hagiwara@ml.gifushoko.or.jp |
| ■ 下呂商工会 | ■ 下呂市馬瀬商工会 |
| 〒509-2202 下呂市森 801-10 | 〒509-2612 下呂市馬瀬名丸 406 |
| TEL:0576-25-5522 FAX:0576-25-5538 | TEL:0576-47-2244 FAX:0576-47-2633 |
| gero@ml.gifushoko.or.jp | geroshimaze@ml.gifushoko.or.jp |
| ■ 金山町商工会 | |
| 〒509-1614 下呂市金山町大船渡 571-1 | |
| TEL:0576-32-3370 FAX:0576-32-2882 | |
| kanayama@ml.gifushoko.or.jp | |

② 関係市町村

下呂市

観光商工部 商工課

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地

TEL 0576-24-2222 FAX 0576-25-3252

syoukou@city.gero.lg.jp

※ その他 上記記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 |
| 1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・広告料(チラシ作成費 他) | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 |
| 2. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| 3. BCP策定支援研修(勉強会) 開催費 ・講師謝金・旅費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 4. 評価会議開催費 ・専門家謝金・旅費 ・会議費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--|
| <p>会費収入、国・県・市補助金、事業収入等</p> <p>ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。</p> |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| |
| 連携して実施する事業の内容 |
| |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| |
| 連携体制図等 |
| |